

山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(38)

目 次

規則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出 納 局)...1

規則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県規則第45号

 \bigcirc

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「文化環境部環境政策推進室」を「総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び消防防災課にあつては生活安全調整課長、文化環境部」に、「土木部」を「商工労働観光部の産業政策課及び商業振興課にあつては産業政策課長、土木部」に改め、同条第2項第8号を次のように改める。

(8) 職員研修所及び国民文化祭推進事務局

第6条第1項中「文化環境部環境政策推進室」を「総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び消防防災課にあつては生活安全調整課の課長補佐、文化環境部」に、「土木部」を「商工労働観光部の産業政策課及び商業振興課にあつては産業政策課の課長補佐、土木部」に改め、同条第2項中「(健康福祉部病院局にあつては病院局長)」を削る。

第8条第3項第1号を次のように改める。

(1) 議会事務局総務課の課長補佐

第8条第3項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 人事委員会事務局職員課の課長補佐
- (4) 監査委員事務局監査第一課の課長補佐

第8条第3項第6号を次のように改める。

(6) 地方労働委員会事務局審査調整課の課長補佐

第51条第2項中「公金の払込み又は振替について郵政事業庁長官の認可を受けた」を削る。

第89条第1項第5号を削る。

第201条第3号中「出納専門員たる出納員」を「出納専門員」に、「及び審査主査」を「、審査専門員及び審査主査」に、「)の事務」を「)たる出納員の事務」に、「者」を「者、同表第4項に掲げる総合支庁の課長補佐、総務専門員及び経理主査たる出納員で、別に定めるところにより、同表第4項に掲げる総合支庁総務企画部の総務課長、西村山総務課長、北村山総務課長若しくは西置賜総務課長、保健福祉環境部の保健企画課長、産業経済部の産業経済総務課長又は建設部の建設総務課長、西村山総務建築課長、北村山総務建築課長若しくは西置賜総務建築課長たる出納員の事務を代決する者、同表第5項に掲げる総合支庁総務企画部の課長補佐及び税務専門員たる出納員で、別に定めるところにより、同表第5項に掲げる総合支庁総務企画部の税務課長、西村山税務課長、北村山税務課長又は西置賜税務課長たる出納員の事務を代決する者並びに同表第6項に掲げる自動車税事務所の管理主査たる出納員で、別に定めるところにより、同表第6項に掲げる自動車税事務所の次長たる出納員の事務を代決する者」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「会計指導」を「会計指導又は会計システム」に改め、同表第2項組織の区分の欄中「文化環境部環境政策推進室」を「総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び

1

消防防災課にあつては生活安全調整課、文化環境部」に、「土木部」を「商工労働観光部の産業政策課及び商業振 興課にあつては産業政策課、土木部」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「課長補佐 (出納担当)」を「上 席の課長補佐(指導・監査担当)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第2号中「総務部総務課に係る」を「総 務部新行財政システム推進課に係る」に、「(総務部総務課」を「(総務部人事課」に改め、同表第3項出納員とし て指定する職の欄中 「出納専門員(村山総 「出納専門員(村山総 合支庁総務企画部総を に改め、同項出納員に委任する事項の欄中 務課に限る。) 務課に限る。) 」 審査専門員 「内陸食肉衛生検査所 中央病院 「総合療育訓練センター を「総合療育訓練センター」に、 成人病センター を「内陸食肉衛生検査所」に、 点字図書館 救命救急センター 環境保全センター 計量検定所 「最上学園を で「現場を「朝日学園」に、「最北高等技術専門校」を「朝日学園」に、「最北高等技術専門校」を 最北高等技術専門校」 新庄病院」 「朝日学園 河北病院」 「新庄南高等学校 「新庄南高等学校 「工業技術センター置賜試験場 「最上学園」に、新庄農業高等学校 を 新庄神室産業高等学校」 に、 大きながらして、 大きながられています。 新庄神室産業高等学校」 米沢高等技術専門校 新庄工業高等学校」 「庄内食肉衛生検査所 「工業技術センター置賜試験場」に、 日本海病院 を「庄内食肉衛生検査所」に改め、同表第7項中 鶴岡病院 国民文化祭|総務主査 国民文化祭|総務主査 推進事務局 推進事務局 に、 点字図書館 庶務係長 環境科学研|総務課長 究センター 各食肉衛生|庶務係長 検査所 中央病院 成人病セン ター → 経営課長 各食肉衛生 庶務係長 救命救急セ ンター 検査所 日本海病院 医事経営 新庄病院 課長 河北病院 鶴 岡 病 院|総務経営課 長 薬用植物園 主査 環境保全セ|総務課長 を 薬用植物園 主査 に、 ンター 計量検定所|総務専門員 山形職業能 山形職業能 力開発専門

力開発専門

│庶務係長

に、

米沢高等技 | 床務係長

| | | Щ /// ж | - Δ +IX | 57r(30) |
|--|-------|---------------------|---------|----------|
| 術専門校 最北高等技 術専門校 | | 最北高等技術専門校 | | |
| 森林研究研 修センター 全国植樹祭 推進事務局 | | を 修センター | | ا اد′ |
| 綱木川ダム 建設事務所 全国都市緑 化フェア推 進事務局 | 調整主査 | 「 綱木川ダム を 建設事務所 | | ן ובי |
| 山学山学山学山等山等霞等上高天校寒学北学新学米高米等南校長校鶴形校形校形校形学形学城学山等童 河校村校庄校沢等沢学陽 井 岡東 南 西 北 工校中校学校明学高 江 山 北 興学工校高 高 南高 高 高 、 東 等 高 高 高 高 高 高 等 等 等 等 等 等 | 事務部次長 | - 「 | 事務部次 | C\ |

号外(38)

| 十/以13年4月1日(八曜日) | ш // ж Д | +ix 571 (30) |
|--|---|--------------|
| 学校 鶴学校 鶴学や ・ 鶴学中央高 等学田東 一 等学田東 学校 西等学校 西学校 西学校 西学校 西学校 西学校 山形ろう学 校 | 鶴岡南高等学校 鶴岡工業高等学校 鶴岡大学校 鶴岡大学校 19 中央 高等学校 19 東京 19 校 19 下 19 で | |
| ゆきわり養 護学校 「 寒河江工業 総務主査 高等学校 合地高等学 | 校 ゆきわり養 護学校 「 寒河江工業 高等学校 谷地高等学 | |
| 校 左沢高等学 校 村山農業高 等学校 | を 左沢高等学 校 左沢高等学 校 村山農業高 等学校 」 | 主査 |
| 新庄南高等 学校 新庄農業高 等学校 新庄工業高 等学校 米沢東高等 | 「新庄南高等」 学校 米沢東高等 学校 米沢商業高 | 欠長 |
| 学校 米沢商業高 等学校 置賜農業高 等学校 長井工業高 等学校 長井工業高 等学校 鶴岡北高等 学校 | 等学校 置賜農業高 等学校 長井工業高 等学校 鶴岡北高等 学校 庄内農業高 等学校 | IC. |
| 庄内農業高 等学校 「 米沢養護学 校 鶴岡養護学 校 | 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ を ・ 校 ・ を ・ 校 ・ 校 ・ 校 ・ | に改める。 |
| 新庄養護学 総務主査 | 新庄養護学 「「「「「「」」」 | |

| | (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | 51. () | |
|-----------|--|------|--------|--|
| 7/1 5/1 | | | | |
| 附則 | | | | |
| この規則は | 公布の日から施行する。 | | | |
| COMMINION | Z 1007 Z 10 Z 10 Z 10 Z 10 Z 10 Z 10 Z 1 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| Ī | | | | |
| | | | | |

平成15年4月1日印刷 平成15年4月1日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)